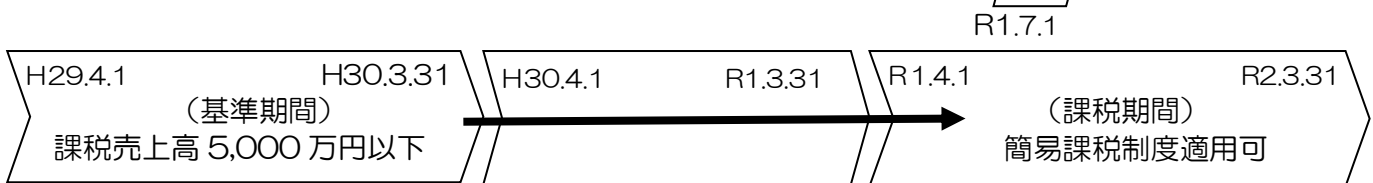


## 消費税簡易課税制度選択届出書～軽減税率制度に関する特例～

令和元年10月1日から、消費税の軽減税率制度が実施されます。そのため、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率に区分して税額計算を行う必要があります。仕入れを軽減税率と標準税率に区分することが困難な事情がある中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）は、簡易課税制度選択届出書の特例として、**令和元年10月1日から令和2年9月30日までを含む課税期間**については、**適用を受けようとする課税期間の末日までに**「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば簡易課税制度の適用を受けることができます。 ※ 令和元年7月1日から提出可能となっています。

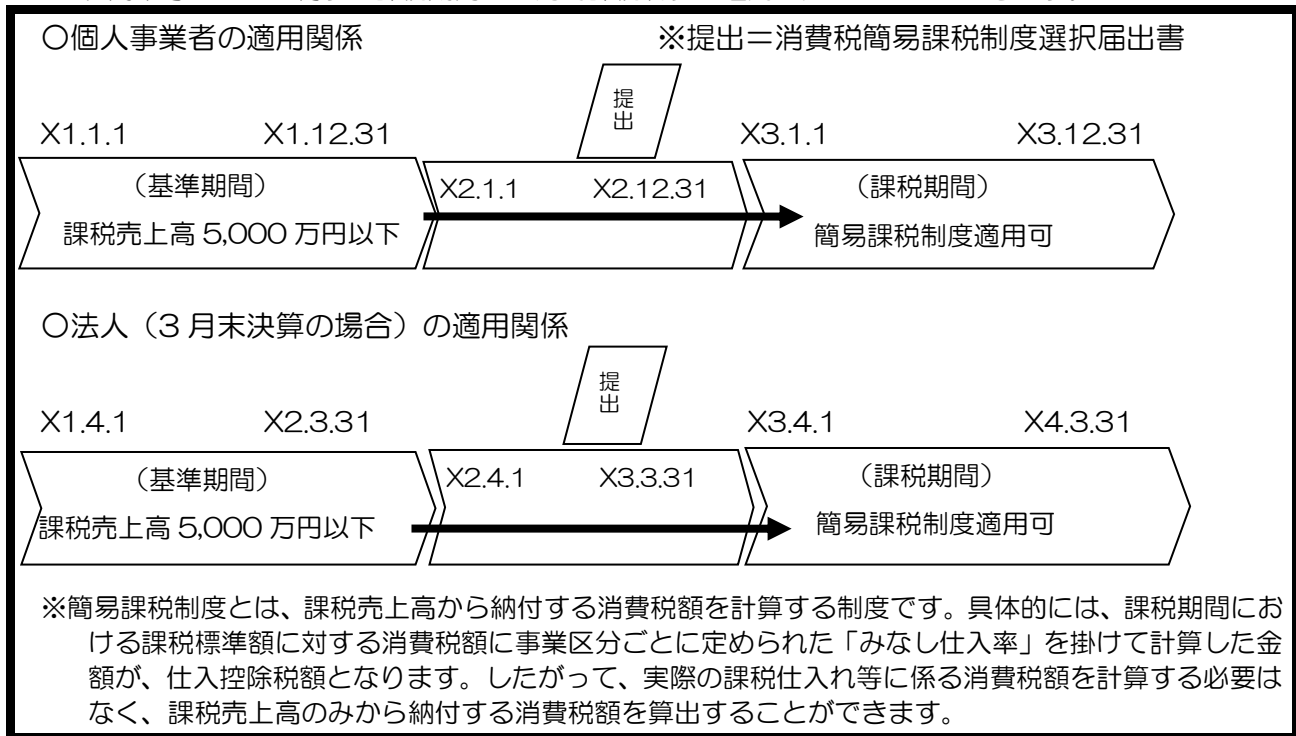
<提出時期>・・・適用を受けようとする課税期間の末日まで

○法人（3月末決算の場合）の場合の消費税の軽減税率制度実施後の届出



～参考～

**消費税簡易課税制度選択届出書** その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができます。なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。



提出時期・・・適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで

ただし、調整対象固定資産や高額特定資産を取得した場合は、消費税簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合があります。届出書を提出する前に確認してください。

※**調整対象固定資産** 調整対象固定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が100万円以上の一定の固定資産をいいます。

※**高額特定資産** 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

**消費税簡易課税制度選択不適用届出書**

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとするときは、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできません。

提出時期・・・適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで